

商品名	J A教育ローン
お使いみち	○就学子弟の入学金、授業料、学費、およびアパート家賃等の教育に関する全ての資金（借入申込日から2か月前までに支払済みとなった資金も含む。）であり、資金用途が確認できるものとします。 ○現在、他金融機関からお借入中（1年以上経過）の教育資金の借換資金。
お借入資格	○地区内に在住又は在勤の方。 ○教育施設に就学予定または就学中のご子弟がいる方。 ○お借入時の年齢が満20歳以上満66歳未満であり、最終返済時年齢が満71歳未満である方。 ○前年度税込年収が150万円以上の方。（自営業者の方は前年度税引前所得とします。） ○勤続（又は営業）年数が6か月以上の方。 ○団体信用生命共済に加入できる方。（共済掛金は当J Aが負担します。） ○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
お借入金額	○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。
お借入期間	○6か月以上15年以内（在学期間+8年6か月）。据置期間は最長6年6か月（卒業予定年月）。
お借入利率	○固定金利を適用いたします。当初借入利率を最終返済時まで適用いたします。
ご返済方法	○元利均等返済（毎月返済方式、年2回返済方式および特定月増額返済方式のいずれか） ただし、特定月増額返済は借入金額の50%以内（10万円単位）となります。
担保	○不要です。
保証人	○静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○保証機関に対して、所定の保証料をお借入時にお支払いいただきます。 ○分割でお借入をする場合は、その都度、お借入金額に対して保証料をお支払いいただきます。
手数料	○お借入後5年以内に繰上返済を行う場合には、3,240円（消費税込）の手数料が掛かります。
その他	○お借入に関して詳しい内容、お借入利率等についてはJ A窓口にお問い合わせください。 ○お申込に関しては、審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。
苦情処理措置 および紛争 解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J Aバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。